

平成 27 年度における中小企業基盤整備機構の中小企業者に関する契約の方針

平成 27 年 10 月
中小企業基盤整備機構

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 41 年法律第 97 号）第 5 条の規定に基づき、平成 27 年度における中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針を以下のとおり定める。

第 1 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

（1）平成 27 年度の中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）における官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約の金額が約 34 億円、比率が 65.3% になるよう努めるものとする。

（2）新規中小企業者向け契約目標については、「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（平成 27 年 8 月 28 日閣議決定。以下「基本方針」という。）において「新規中小企業者の契約比率については、平成 26 年度国等の官公需契約実績 7 兆 4,278 億円の約 1% 程度と推計されることを踏まえ、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間で、26 年度比で国等全体として概ね倍増の水準となるよう努めるものとする。」と定められている。

このことを踏まえ、この目標の達成に資するよう、新規中小企業者の契約比率を平成 29 年度までに概ね 2% とすることを目標として、新規中小企業者の受注の機会の増大に努めるものとする。また、平成 26 年度実績値が推計値であることを踏まえ、今後、新規中小企業者の契約実績等の把握に努める。

（参考）平成 26 年度新規中小企業者向け契約実績（推計値）

実績額 7.1 千万円 官公需総額に占める割合 約 1.3%

* この約 1.3% のうち約 5 割の契約を 1 事業者が占めている。当該事業者は平成 17 年設立の新規中小企業者であり、平成 28 年度には新規中小企業者の対象から外れるため、その点を考慮して目標を定めている。

（3）推進体制の整備

- ①官公需確保対策の円滑な推進に資するため、中小企業官公需施策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。
- ②推進本部の構成員は、財務部調達・管理課長を長とし、各地域本部、各大学校の契約担当課長、販路支援部販路支援課長及びその他の新規中小企業者の活用の推進について関連する課室長で販路支援課長が指名する者とする。推進本部は、方針の策定、実績及び課題の把握等を業務とする。

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置については、基本方針に即するとともに中小機構本部、各地域本部、各大学校の調達部局（以下「調達部局」という。）は、次の事項について取り組むこととする。

（1）官公需情報の提供の徹底

入札情報について、ホームページへの公示に加え、業界紙等の広報媒体の活用や競争参加資格登録済み事業者へ連絡等を行うなど、中小機構からの情報発信する仕組みを継続する。

（2）中小企業・小規模事業者が受注し易い発注とする工夫

- ①中小企業・小規模事業者が余裕をもって計画的に参加できるよう、仕様の内容に応じて適切な公示期間を設けることに加え、可能な限り説明会を実施し、説明会から入札までの期間を十分に確保する取り組みを継続する。
- ②入札案件における競争参加資格の等級緩和を図ることにより、中小企業・小規模事業者の競争参加者の拡大を図る。
- ③入札案件の適切な事業期間・事業規模の設定を図り、中小企業・小規模事業者の競争参加者の拡大を図る。

第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

新規中小企業者等の活用のために講ずる措置については、基本方針に即するとともに、次のとおり取り組むこととする。

- （1）調達部局は、類似の契約で新規中小企業者との契約実績のある契約がある場合には、新規中小企業者の参入を妨げることがないよう特に留意して、仕様内容等を定めるものとする。
- （2）調達部局は、契約相手が新規中小企業者であるときは、「ここから調達サイト」への登録を促すとともに、官公需施策の情報を提供するものとする。
- （3）推進本部は、新規中小企業者であって官公需への参入の可能性があるものに対して、「ここから調達サイト」をはじめとする施策情報を積極的に提供するとともに、こうした新規中小企業者のリストを作成して、調達部局へ提供する。
- （4）調達部局は、少額の随意契約による場合、契約の内容等を踏まえ、「ここから調達サイト」等を利用し、可能な限り新規中小企業者の競争の参加に努める。
- （5）調達・管理課は、中小機構における新規中小企業者の官公需への参画実態を調査、分析し、改善策を検討する。
- （6）調達・管理課は、各調達部局において契約した新規中小企業の契約情報を収集し、各調達部局に共有する。

- (7) 調達・管理課は、官公需適格組合制度について、調達部局に対してより一層の周知を図る。

第4 上記第1.～第3.に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

- (1) 調達部局（調達・管理課を除く。）は、半期毎に新規中小企業者向け契約実績を調達・管理課へ報告する。なお、契約実績の過少な調達部局は、その理由及び改善策等を付して報告することとする。
- (2) 調達・管理課は、調達部局の優良な取り組みを収集し、他の調達部局へ共有する。